

民進党幹事長 増子 輝彦 様

政治分野における女性の活躍促進について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）（以下「4 次計画」という。）においては、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、政党等に対し積極的に働きかけを行うこととしております。

具体的には、政党等に対し、以下の①～③等に関する取組を要請することとしております。

- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

つきましては、超党派の議員から政治分野における男女共同参画の推進について議論が提起されているところであり、貴党におかれましても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、4 次計画の内容も参考にさせていただき、ポジティブ・アクション導入等の取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 1 月

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

野田 聖子

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<目標^(※)>

項目	現状	目標（期限）
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% （平成26年）	30% （平成32年）
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2%（注） （平成25年）	30% （平成32年）

(※) 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

1 政治分野

施策の基本的方向	
<p>政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、政党等に対し積極的に働きかけを行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
ア 国の政治における女性の参画拡大	
① 女性活躍推進法に基づき民間企業等が行う取組内容を踏まえ、政党に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施を要請する。	内閣府
② 候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等ポジティブ・アクション導入について、各政党において検討が進められるよう、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつ、各政党に対し、自主的な導入に向けた検討を要請する。	内閣府
③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備について、政党等に要請する。	内閣府
イ 地方の政治における女性の参画拡大	
① 平成27年に地方議会議員の出産に伴う欠席規定の明確化を要請したことを踏まえ、地方議会における議員の両立支援体制等の状況等を把握する。また、地方議会において、候補者における女性の割合が高まるよう、両立支援体制の整備等も含めた環境整備について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府
② 女性の地方公共団体の長や議会議長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府
ウ 政治分野における女性の参画状況の「見える化」の推進	
① 女性の政治参画の必要性・意義について、広く情報提供を行う。また、国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党员、女性役員、女性候補者等の比率等）等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。	内閣府

(注) 最新の参議院議員の候補者に占める女性の割合（平成28年7月選挙）は24.7%。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の概要 (参考資料2)

公的部門(国・地方公共団体)は内閣府が、民間部門は厚生労働省が所管。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

H27.9.4 公布・一部施行、H28.4.1 完全施行
10年間の時限立法(～H38.3.31)

[基本原則] ①女性への採用、昇進等の機会の積極的な提供等、固定的性別役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮
②職業生活と家庭生活との両立のための必要十分な環境の整備、③本人の意思を尊重



<施行状況等>

- 1) 事業主行動計画策定率 : 国・都道府県・市町村100%、民間事業主99.6% (平成29年9月末時点)
- 2) 情報公表を中心に「見える化」を推進(国・地方公共団体) : サイト(内閣府)、民間事業主:女性の活躍推進企業データベース(厚労省))
- 3) えるぼし認定取得状況 : 421社 (3段階284社、2段階134社、1段階3社。平成29年9月末時点)
- 4) 国の調達(総合評価落札方式等)においてワーク・ライフ・バランス等推進企業 (えるぼし認定取得企業等) を加点評価 (平成28年度～)
- 5) 地域女性活躍推進交付金 : 推進計画に基づく地方公共団体の取組支援 (平成28年度～)
- 6) 都道府県推進計画策定率 : 95.7% (平成29年度中100%見込)

女性の政治参画マップ2018

(参考資料 3)

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要です。我が国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準にとどまっています。

都道府県議会における女性議員の比率

都道府県	議員総数(人)	女性議員数(人)	女性議員の比率(%)
北海道	59	12	20.3
東京都	127	25	19.7
東京都	43	7	16.3
東京都	105	17	16.2
東京都	43	6	14.0
東京都	58	8	13.8
東京都	46	6	13.0
東京都	54	7	13.0
東京都	101	13	12.9
東京都	48	6	12.5
東京都	49	6	12.2
東京都	50	6	12.0
東京都	59	7	11.9
東京都	86	10	11.6
東京都	35	4	11.4
東京都	92	10	10.9
東京都	37	4	10.8
東京都	86	9	10.5
東京都	58	6	10.3
東京都	95	9	9.5
東京都	43	4	9.3
東京都	45	4	8.9
東京都	36	3	8.3
東京都	37	3	8.1
東京都	62	5	8.1
東京都	102	8	7.8
東京都	51	4	7.8
東京都	40	3	7.5
東京都	42	3	7.1
東京都	46	3	6.5
東京都	46	3	6.5
東京都	47	3	6.4
東京都	64	4	6.3
東京都	50	3	6.0
東京都	53	3	5.7
東京都	37	2	5.4
東京都	39	2	5.1
東京都	41	2	4.9
東京都	41	2	4.9
東京都	85	4	4.7
東京都	43	2	4.7
東京都	43	2	4.7
東京都	69	3	4.3
東京都	36	1	2.8
東京都	36	1	2.8
東京都	44	1	2.3
合計	2,657	263	9.9

(注)1 地方公共団体の議員及び委員の所属(党派別・無所属)により作成。(平成28年12月31日現在)
2 女性議員の比率は、人数を四捨五入したものの割合で示している。
3 前年度(平成27年)と比較して、増えた場合は青字、減った場合は赤字、同じ場合は黒字で示している。

議会の長



首長

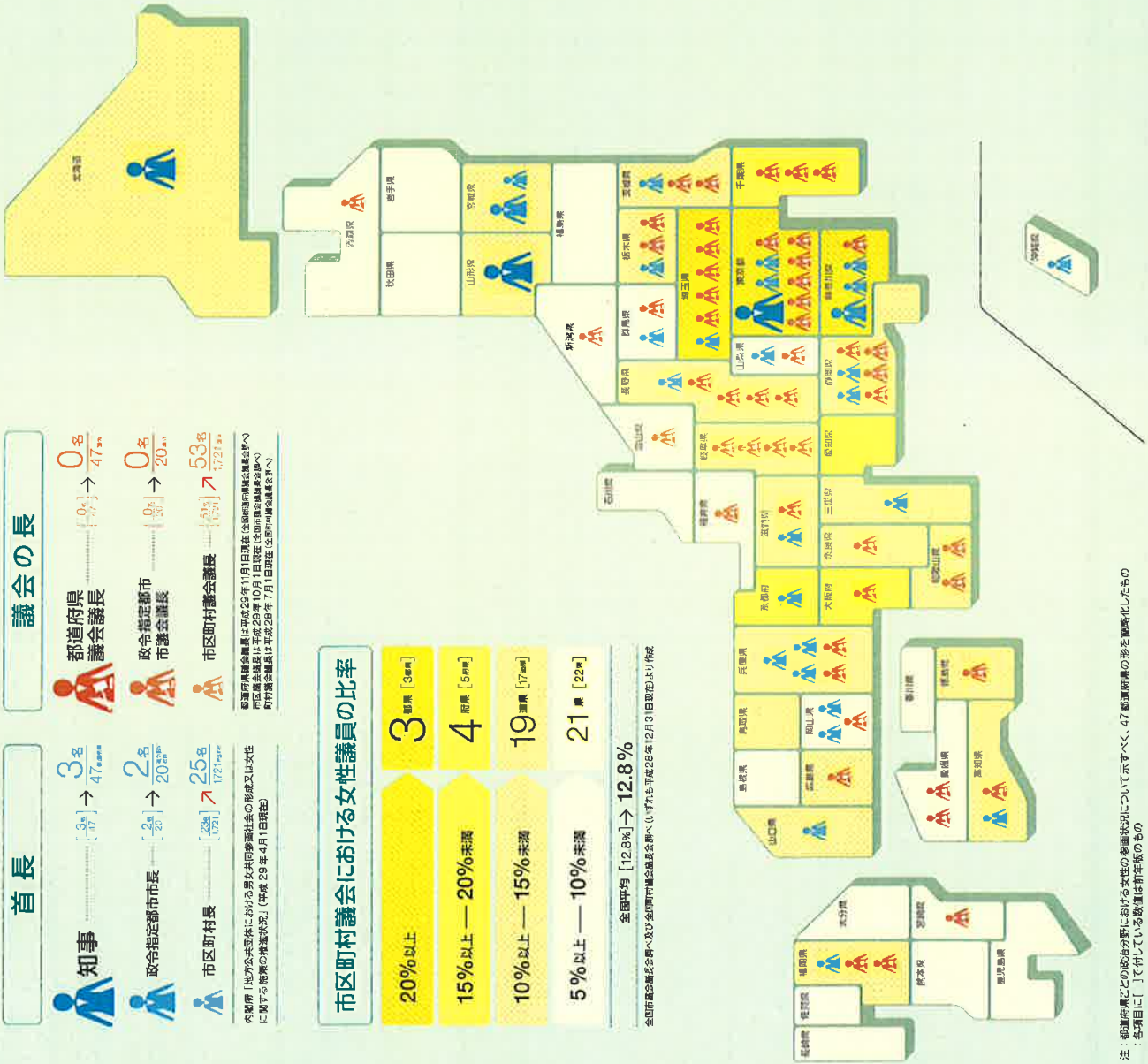


内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成29年4月1日現在)

市区町村議会における女性議員の比率



全国平均 [12.8%] → 12.8%
全国市町村議会議員総数(平成28年12月31日現在)より作成



国会議員数の国際比較

順位(下位)	国名	下院又は一院別	議員数	女性議員数	女性議員の比率(%)
1	ルワンダ	下院	80	49	61.3
2	ベネチア	下院	130	69	53.1
3	キューバ	下院	612	299	48.9
4	アイスランド	下院	63	30	47.6
5	ニカラガ	下院	92	42	45.7
6	スウェーデン	下院	349	152	43.6
7	オーストラリア	下院	500	213	42.6
8	フィンランド	下院	200	84	42.0
9	南アフリカ共和国	下院	395	166	42.0
10	セネガル	下院	165	69	41.8
11	オーストラリア	上院	104	43	41.3
12	モザンビーク	下院	250	99	39.6
13	スウェーデン	上院	169	67	39.6
14	フランス	下院	577	225	39.0
15	アルゼンチン	下院	257	100	38.9
16	エチオピア	下院	547	212	38.8
17	アンゴラ	下院	220	84	38.2
18	ベルギー	下院	150	57	38.0
19	エグゼクティブ	下院	137	52	38.0
20	ドミニカ	下院	179	67	37.4
21	トルコ	下院	630	233	37.0
22	オランダ	下院	90	33	36.7
23	オランダ	上院	150	54	36.0
24	ポルトガル	下院	230	80	34.8
25	スイス	下院	200	65	32.5
26	イギリス	下院	650	208	32.0
27	イギリス	上院	630	195	31.0
28	オーストラリア	上院	183	56	30.6
29	オーストラリア	下院	150	43	28.7
30	ポーランド	下院	460	129	28.0
31	イスラエル	下院	120	33	27.5
32	エストニア	下院	101	27	26.7
33	カナダ	下院	335	88	26.3
34	アイスランド	下院	158	36	22.2
35	スロバキア	下院	200	40	20.0
36	スロバキア	上院	150	30	20.0
37	アメリカ合衆国	下院	433	84	19.4
38	アメリカ合衆国	上院	300	55	18.3
39	韓国	下院	300	51	17.0
40	ラトビア	下院	100	16	16.0
41	チリ	下院	120	19	15.8
42	トルコ	下院	549	80	14.6
43	ハンガリー	下院	199	20	10.1
44	世界平均	下院	465	47	10.1
45	世界平均	上院	236	23	9.7

資料出所: IPU(国際国会議員連盟)「Women in Parliaments」より
1 2017年10月1日現在(平成29年9月1日現在)の国会議員数を基に作成
2 議員総数は193カ国、そのうち100カ国及びOECD加盟国(35カ国)を抽出
3 議員総数は193カ国、そのうち100カ国及びOECD加盟国(35カ国)を抽出
4 日本の順位及び割合は、平成29年9月1日現在の国会議員数を基に作成(平成29年9月1日現在)

注: 都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの
*: 各項目に「」で付している数値は前年値のもの

* 前年(平成27年)7月1日現在19.6%

作成: 内閣府男女共同参画局